

6. 2. 9

2115

勞秋第三六一端

昭和六年二月四日 警視總監 丸山 鶴吉

（官房 主事）

内務大臣 安達謙藏 殿

社會 局長 官 殿

各廳 府 縣 長 官 殿（六 府 各）

（管下各警察署長 殿）

（三）事務 萬 野 除

東京市後業負組合、解雇及對運動ニ関スル件（第一報）

### 要旨

- (1) 東京市ニ於テハ二月三日上日損業書受取ニ付テ是等整理ニ理由ニ付テ百六十四名ノ後業負ヲ解雇ス
- (2) 市後組合ハ先ニ二月二日夜校以テ每人一會ノ開催ヲ為シ
- (3) 二月三日夜校ニ付テ是等整理ノ旨ヲ組合員各員ニ對テ告知シテ各員取消令後解雇セルコトノ理由ヲ説明セリ
- (4) 長官以上層ニ對シテ是等整理ノ旨ヲ告知シテ其等ノ意見ヲ聴ク
- (5) 二月九日再会メテ是等整理ノ旨ヲ告知シテ其等ノ意見ヲ聴ク
- (6) 目下本組合ハ職首及理事等固置テ全市的ニ活動メテ運動中ニ付テ是等整理ノ旨ヲ告知シテ其等ノ意見ヲ聴ク
- (7) 新選職員モシテハ其等整理ノ旨ヲ告知シテ其等ノ意見ヲ聴ク

標記組合ニアリテハ東京市首長ノ事業整理ニ甚ク大量

解決 〇〇

合 東京市後業負組合

2115